

日本酸素ホールディングスグループ知的財産方針

私たちは、知的財産は重要な会社の資産であることを認識し、知的財産活動を通じた事業と社会への貢献、そして当社グループのグローバルな成長を実現するため、知的財産の獲得と保護そして活用に取り組みます。また法令遵守の理念にもとづき他社の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めます。

1. 競争優位性を有する技術の戦略的な知的財産の獲得と保護、そして獲得した知的財産を有効に活用することで、事業と産業の発展に貢献します。
2. 製品の保護、ブランド価値の向上そして模倣防止を目的として、特許権だけでなく商標権・意匠権・著作権・技術情報のあらゆる知的財産の保護を推進します。
3. 他社の知的財産権を尊重し、侵害していないかどうかを調査し、権利を侵害しないよう努めます。
4. 第三者による知的財産権の侵害行為に対しては適切かつ正当な対応をとります。
5. 事業に貢献する知的財産活動を展開することを目的に、グループ全ての役員・従業員（派遣社員ならびに契約社員を含む）に対し教育活動を継続的に実施します。

この方針の改廃は、当社取締役会が行うものとします。

以上

制定日 2021年2月2日